

**市民意見の受付状況****【行政評価条例（市民の意見申出）】**

第17条 市民は、行政評価等の方法、結果その他の事項に関し、当該行政評価等を実施する実施機関に対し、意見を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、実施機関は、行政評価に係る意見にあつては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に、外郭団体経営評価に係る意見にあつては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

**<受付状況（政策評価制度に対する意見に限る）>**

平成23年度：8件

平成24年度：2件

平成25年度：6件

平成26年度：0件

平成27年度：0件

平成28年度：1件

平成29年度：0件

平成30年度：0件

令和元年度：1件

令和2年度：0件

令和3年度：0件（令和3年12月1日現在）